

金属業界における産業事故、地震・台風等の自然災害による被害、
防災関連法令違反発生時における対応について

経済産業省製造産業局金属課
令和 8 年 8 月 27 日

平素より経済産業行政の推進にあたり格別の御理解と御協力賜りまして厚く御礼申し上げます。

経済産業省製造産業局金属課(以下、「金属課」)は、金属や金属製品の生産・流通及び消費等の増進、改善、及び調整に関することを所掌する観点から、日頃ご報告いただいている金属業界における産業事故や防災関連法令違反に加え、地震・台風等による自然災害による被害についても、その社会的・経済的な影響の大きさを踏まえ、できるだけ速やかに事案を把握し、迅速かつ適切に対応したいと考えています。

事案を早急に把握するためには、日頃から金属課と金属業界の皆様との間での連絡体制を構築した上で、皆様から御協力を頂くことが不可欠です。これまでも、事案が発生した際の情報共有・報告に御協力いただいているところですが、今年に入り産業事故が頻発していること、また、昨今、自然災害が激甚化していることを踏まえ、改めて、情報共有・報告への御協力をお願いいたします。

情報共有・報告の要否について判断が難しい場合(例えば、負傷の程度が分からず重傷か否か判断出来ない場合や生産活動やサプライチェーンへの影響の程度が判断できない場合等)や、事業所構内で発生した他社等の案件についても、貴社への影響の有無を確認させていただくため、可能な限り広く情報共有・報告いただけますと幸いです。また、事案によっては、金属課より、個別に御連絡差し上げることも想定されますので御認識おきいただければ幸いです。

1. 情報共有・報告をお願いしたい案件

(1) 産業事故

以下の場合には、発生後できるだけ速やかに、関係機関への連絡と併せて、その時点で把握している情報を、金属課まで第一報として御連絡いただきますようお願い致します。

その後、状況に進展があり次第、随時、追加での御連絡をお願い致します。

<参考基準>

- 貴社事業所構内において死傷者等が発生した場合。
 - ① 死者 1 名以上
 - ② 重傷者(負傷の治療に要する想定期間が 30 日以上)の負傷者) 1 名以上
 - ③ 負傷者(重傷者及び軽傷者(負傷の治療に要する想定期間が 30 日未満の負傷者) 5 名以上
 - ④ 負傷の程度が分からず重傷か否か判断できない場合は、事案を幅広く把握させていただくため、可能な限り広く情報共有・報告いただけますと幸いです。
- 貴社の生産活動に甚大な影響があった場合(例：取引先における生産活動に何らかの影響が生じる場合)。
- 多大な物的被害が生じる可能性がある場合(例：直接に生ずる物的被害の総額が 1 億円以上)。
- 近隣住民の避難、或いは避難勧告があった場合(例：火災、有毒ガス漏れ等)。
- 貴社において、発生事故に関するプレスリリースや報道機関、官公庁への連絡(例：報告、届出)が行われた場合。

- その他発生形態、災害の影響程度、被害の態様(例：何らかの事故により近隣住民に被害が及ぶ等、第三者が被害者に含まれている場合等)により、社会的影響が大きいと認められる事故の場合。
 - ※ 「社会的影響が大きい」とは、NHK全国放送／民間全国放送／全国紙(ネットニュース含む)等で3社以上の報道がなされている場合を目安とする。

(2)自然災害による被害の有無

以下の場合において被害が発生した場合は、関係機関への連絡後できるだけ速やかに、その時点で把握している情報を、金属課まで第一報として御連絡いただきますよう、できるだけご協力をお願い致します。

その後、状況に進展があった場合、自然災害対応等に支障を生じさせない範囲で、随時、追加での御連絡をお願い致します。また、自然災害発生時に無用な混乱を避ける観点から、被害がない場合においても、その旨を金属課まで御連絡いただきますよう、できるだけのご協力をお願い致します。

- 「震度5弱」以上の地震が発生した都道府県に工場が立地する場合。
- 台風・大雨による洪水、高潮などの自然災害が発生した都道府県に工場が立地する場合。
- 貴社において、被害に関するプレスリリースや報道機関、官公庁への連絡(例：報告、届出)が行われた場合。
- 貴社の生産活動やサプライチェーンへの影響、人的・設備被害が発生した場合。
 - ※ 他社で発生した案件については、詳細な情報でなくとも構いません。

(3)貴社事業所構内における防災関連法令違反

以下の場合には、関係機関への連絡後できるだけ速やかに、その時点で把握している情報を、金属課まで第一報として御連絡いただけますようお願い致します。その後、状況に進展があり次第、随時、追加での御連絡をお願い致します。

なお、法令違反と判断される前の事前相談については、これまで同様、随時御相談ください。

<参考基準>

- 消防法、ガス事業法、高圧ガス保安法、石油コンビナート等災害防止法、電気事業法等における法令違反が発生した場合。
- その他社会的影響が大きいと認められる法令違反が発生した場合。
 - ※ 「社会的影響が大きい」とは、NHK全国放送／民間全国放送／全国紙(ネットニュース含む)等で3社以上の報道がなされている場合を目安とする。

2. 連絡方法・連絡先について

(1) 連絡方法

上記の事故・被害等の報告については、「別紙様式1」を参考にいただき、金属課までメールで御連絡の程よろしくお願いいたします。

夜間及び休日であっても同様に、御連絡に御協力いただけますようお願いいたします。

また、御連絡をいただいた後、金属課の担当者から、御連絡内容について問い合わせをさせていただくことがございます。予め御認識置き下さい。

(2) 連絡先

メール：exl-jiko-houkoku@meti.go.jp (平日・休日)

仮に、メールでの連絡が困難な場合、

①平日は、金属課直通電話：03-3501-1926

②休日は、担当者直通電話：小川 拓也 携帯：050-3196-7207

大下 慶 携帯：050-3183-4238

に御連絡ください。

3. その他

貴社におかれましては、労働災害と設備事故、防災関連法令違反で御担当者が異なるかと存じます。連絡体制の明確化とともに、御担当者に変更があった場合には、本件について御後任へ引き継いでいただくとともに、所属する業界団体や金属課まで新しい御担当者を御連絡いただけますようお願いいたします。

(本件に関する連絡先・問い合わせ先)

製造産業局 金属課

担当者：小川

電話：03-3501-1926

(別紙様式1)

産業事故、自然災害による被害、法令違反

報告(第○報 ●年●月●日●時時点)

※ 上記タイトルの該当箇所に○をつけてご記載ください

※ 事案が判明した時点で、把握している情報の金属課への第一報を優先してください(空欄部分があってもかまいません。)その後、状況に進展があり次第、追加情報をご連絡ください

社名・事業所名	
住 所	
御担当者連絡先	① 氏名、②緊急連絡先(社用携帯番号等)、③メールアドレスなど
発 生 日 時	年 月 日() 時 分頃
産業事故 地震・台風等による自 然災害による被害 防災関連法令違反 の種類	<記載例> 火災 爆発 ガス漏洩 危険物の流出 挟まれ・巻き込まれ 有害物等との接触 墜落・転落 高温低温物との接触 衝突 飛来・落下 感電 停電 地震 台風 その他()
発 生 場 所	工場： 設備：
事案の概要	
人的被害状況	死者 人 負傷者(重) 人 (軽) 人
物的被害状況	(定性的被害状況) <記載例> 周辺住民への被害、周辺住宅への避難の有無(有の場合はその状況)、復旧の見込み、生産やサプライチェーンに与える影響 等 (定量的被害状況) <記載例> 被害箇所： 損害額(千円)：
原因	
当事者の対応・対策等	
報道状況	新聞社： テレビ局： ウェブニュース：
備 考	その他留意すべき事項等